

1 介護保険施設、事業所等における事故発生時の報告について

1.1 報告が必要な事故について

① 受傷程度が骨折(ひび含む)の場合

- ※ 事故の原因が明確でない場合も含みます。
- ※ 医療機関の受診の有無は問いません。

② 事故により重症となった場合、または、死亡(自死含む)した場合

- ※ 別途調査を行う場合があります。

③ 管理者等が報告の必要を認めた場合

- ※ 離設、誤嚥、誤薬、溺水、裂傷等の事故 など
- ※ 受傷・過失の有無等に関わらず、苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案 など
- ※ 判断に迷う場合は、介護事業支援課の各サービス担当者までご相談ください。

1.2 報告方法等について

① まずは電話による第一報をお願いします。

事故発生日当日又は翌日中（閉院日の場合は翌開院日）に、事故の概要（「事故発生・発見日時」、「利用者・入居者等（以下、利用者という）の氏名・年齢・要介護度」、「受傷の程度・部位」、「家族への報告状況」等）について、電話による第一報をお願いいたします。（報告先は、次項「（3）事故報告先」参照）

☆事故発生の第一報は速やかにお願いします。

行政への事故報告が遅れたことにより、利用者及びその家族等とトラブルになるケースが見受けられます。利用者及びその家族等との信頼関係を損なわないためにも、家族への連絡はもちろん、行政やケアマネジャーへの報告も速やかに行って下さい。

② 期日までに事故報告書の提出をお願いします。

事故原因の分析、再発防止策の検討等を行った上で、事故発生から10日以内に事故報告書を提出してください。（提出先は、次項「（3）事故報告先」参照）

なお、提出に当たっては、個人情報保護の観点から、郵送又は持参して頂くこととし、FAXやEメールによる提出は受けません。

- ☆ 事故報告書の提出は速やかにお願いします。
- ☆ 報告書の内容を精査したうえで提出してください。

※報告書の様式は問いませんが、少なくとも仙台市で示している「事故報告書（参考様式）」の項目を含んだ報告書を作成してください。記載が不足している場合には、後日、電話での確認や再提出をお願いする場合があります。

《特に記載漏れが多い事項》

- ・認知症高齢者の日常生活自立度
- ・家族とのトラブルの有無
- ・治療費の負担状況（本人、施設・事業所）
- ・損害賠償保険等適用の有無

※「再発防止策」は、「原因分析」の結果に基づき、以下の点や「(5)その他留意点」の内容に留意して具体的な対策の記載をお願いします。

- ・「誰が」、「いつ」、「何を」、「どのように」、施設・事業所全体で改善したか。
- ・同じ利用者だけでなく、他の利用者にも同様の事故が起こり得るという観点で防止策を検討しているか。（事故後の利用者への対応のみでは、「（施設全体の）再発防止策」として不十分です。）
- ・発生原因が不明の場合、予想される原因を分析し、防止策を検討しているか。

1.3 事故報告先について

担当係	担当サービス（介護予防サービスを含む）
介護事業支援課 施設指導係	<p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 <p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設
Tel.214-8318	<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 <p>【老人ホーム等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付高齢者向け住宅

介護事業支援課 居宅サービス指導係 Tel 214-8192	<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与・販売 <p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 <p>【総合事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護型サービス ・生活支援訪問型サービス ・通所介護型サービス ・生活支援通所型サービス
介護事業支援課 ケアマネジメント指導係 Tel 214-8626	<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援

1.4 その他留意点

① 施設・事業所内の事故防止対策について

- 每年、事故報告件数は決して少なくはなく、同じ施設・事業所から似たような内容の事故や同じ利用者の事故報告が続くこともあります。

事故防止対策の検討にあたっては、同じ施設・事業所内での同様の事故を防ぐためにも、個々の事故の検討だけでなく、以下の点を踏まえ、施設・事業所全体として検討することが重要です。

- ・事故の関係職員だけでなく、サービス提供に関わる複数の職種・職員で検討しているか。
- ・ヒヤリハットの収集、分析が効果的に行われていたか。
- ・利用者の心身状況、職員配置、設備・環境、職員の技術面など、多角的な視点から検討しているか。
- ・検討した再発防止策は、施設・事業所の現状に即した内容となっているか（実現可能かどうか）
- ・検討した再発防止策は、原因分析を踏まえた内容となっているか　など

- 重大事故に繋がる可能性が高い「誤嚥事故」や「車両事故」についても、以下の点に留意のうえ、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【 誤嚥事故について 】

「個々の利用者に適した対策」

- ・利用者の嚥下機能（低下）と個別リスクの把握
- ・適切な介助方法の検討

「全身機能の維持」

- ・活動量の確保

「発生予防」

- ・事前の予防対策（水分補給、口腔体操等）
- ・姿勢の保持
- ・食事の形態

「早期発見、早期対応」

- ・見守り体制と緊急対応の実習

【 サービス提供時の車両事故について 】

「個々の利用者に適した対策」

- ・事前の居宅周辺環境の把握（道幅や坂の有無・交通量等）
- ・当日の天候や道路状況（路面、渋滞等）等の把握
- ・経路や車両、座席、職員数等の検討

- 施設・事業所で取り組んでいる再発防止策については、事故後から継続して実施されているか、現状に即した内容になっているかなど、定期的に取り組み状況を評価し、見直すことが重要です。

② 本人・家族への対応について

【 説明・報告・確認等の徹底 】

利用者本人又は家族への事故後の対応が不十分だったことにより、事故そのものよりも、「施設・事業所の対応についての苦情」に発展する事例が多く見受けられます。

家族への対応は、事故発生時の連絡のみではなく、「原因分析と再発防止対策」や「費用の負担」、事故後の経過など、事故後に必要な説明・報告・確認等についても継続して行い、慎重かつ丁寧な対応をお願いいたします。

【 損害賠償適用の検討 】

各種サービスの運営基準では【事故発生時の対応】が定められており、「利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。」とされております。

日頃から損害賠償に対応できる体制を整えておくとともに、万が一、事故が発生した場合については、施設・事業所内での検討や保険会社への連絡を速やかに行い、利用者本人又は家族等への対応が遅れることがないようお願いいたします。

様式作成例

事故報告書

報告年月日： 年 月 日

事業所名	(事業所種別：)				
利用者氏名		年 齡	歳	性 別	男・女
入所年月日	年 月 日	要介護度			
障害高齢者の日常生活自立度	J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2				
認知症高齢者の日常生活自立度	I ・ IIa ・ IIb ・ IIIa ・ IIIb ・ IV ・ M				
事故発生(発見)日時	年 月 日 () AM・PM :				
発生場所		報告者職氏名	職名	氏名	
関係職員 職氏名	職名 氏名 (勤続 年)				
事故の種別	<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> その他外傷 ()				
	<input type="checkbox"/> 誤嚥 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 離設 <input type="checkbox"/> 溺水 <input type="checkbox"/> その他 ()				
事故の内容 (詳細に記載)					
発生時の対処					
治療した医療機関	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 受診無				

家族への連絡 対応等	日 時	実施職員名 (職名)	応対家族	説明内容等
	/ :	()		
	/ :	()		
	/ :	()		
※ 家族とのトラブルの有無（有・無）				
治療費の負担状況	本人・施設	損害賠償保険等	適用する・適用しない・検討中	
事故防止検討委員会等 による検討	<u>(※施設・事業所等作成の会議録等の資料添付可)</u> 検討日： 年 月 日 参加者：			
原因分析	要因（利用者、スタッフ、提供サービスの内容、設備・環境、使用備品など）について検討			
再発防止策	<u>※ 職員への周知徹底の方法（</u>			
備 考				

2 高齢者福祉施設等における感染症等発生事例の報告について

2.1 報告が必要な事例・報告先等

(1) 対象期間

通年

(2) 対象種別

介護・老人福祉関係施設

(平成 17 年 2 月 22 日付 厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に定める施設及び事業所並びに小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所)

(3) 報告事例

次の①～④のいずれかに該当する場合。（いずれの場合も、利用者・職員両者を含みます）

- ① 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらによると疑われる者が、10名以上又は全利用者
者の半数以上発生した場合
- ② インフルエンザ集団発生、同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死者
又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ③ その他重大な感染症患者又は疑わしい患者が1名でも発生した場合
※ 結核・腸管出血性大腸菌感染症(0-157 等)・風しん・麻しん・侵襲性髄膜炎菌感染症等
- ④ その他の感染症の集団発生を疑う事例が発生した場合

※新型コロナウイルス感染症の報告につきましては、P14 以降に記載しております。

(4) 報告方法

（対応 1）速やかに電話での御一報をお願いします。

※感染症等が疑われる者等の人数、症状、受診(検査)結果、対応状況等。

（対応 2）報告書（様式 1 と 様式 2）にご記入の上、FAXにて御提出願います。

※報告書様式は下記仙台市ホームページに掲載しております。

【様式 2 の注意点】

- ・終息まで毎日御報告ください
- ・利用者と職員でページを分けて作成のうえ、発生順に左側の欄に、通し番号を付けてください。改ページした場合は、前後の繋がりが把握できるように、この通し番号を記入してください。（例：利用者 1、2、3・・・、職員 1、2、3・・・）

(5) 報告先

- ・インフルエンザの集団発生については「①のみ」御報告願います。
- ・それ以外については「①・②両方」に御報告願います。

① 仙台市介護事業支援課施設指導係・居宅サービス指導係・ケアマネジメント指導係

- ・施設指導係 TEL 214-8318（直通）
- ・居宅サービス指導係 TEL 214-8192（直通）
- ・ケアマネジメント指導係 TEL 214-8626（直通）
FAX 214-4443（共通）

② 各区の保健福祉センター管理課（保健所支所）

- ・青葉区 TEL：225-7211（代）
- ・宮城野区 TEL：291-2111（代）
- ・若林区 TEL：282-1111（代）
- ・太白区 TEL：247-1111（代）
- ・泉区 TEL：372-3111（代）

※ 詳細は仙台市HPをご確認ください。

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 高齢者福祉施設等における感染症等発生事例の報告について

2.2 感染症の発生・伝播を防ぐための留意点

(1) 設備や物品の管理について

- 清潔物・不潔物の区別（汚物処理室、トイレ、リネン室等の管理）
- 手洗いを徹底するための措置（手洗い場へのペーパータオル等の設置）
- その他（感染性廃棄物の管理等）

(2) 感染症対策について

- 所要の感染症についての予防・対策のマニュアルや指針を整備する（「防止策」及び「発生時の対応」の両方について定める。後述の資料を参照）。
- 新型コロナウイルス感染症については隨時厚生労働省の通知を確認する。
- 施設全体で感染症対策を取り組む（感染症対策委員会を医師や看護師主導で行う等）。
- その他（浴槽水のレジオネラ属菌検査を行う等）

2.3 関連ホームページ、参考資料等

(1) 感染症等関連ホームページ

① 国立感染症研究所感染症疫学センター

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)

② 感染症対策マニュアル等

○ 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）【厚生労働省】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

○ 結核（BCGワクチン）【厚生労働省】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou03/index.html)

③ 感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの予防啓発について

○ ノロウイルス等検出状況 2020／21シーズン【国立感染症研究所】

(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>)

○ ノロウイルスに関するQ&A（最終改定：令和3年11月19日）【厚生労働省】

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>)

④ 今冬のインフルエンザ総合対策の推進について【厚生労働省】

○ 令和3年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

○ インフルエンザ予防啓発ツール（※ポスター等が掲載されています）

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou01/keihatu.html>)

○ インフルエンザQ&A

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou01/qa.html>)

○ 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>)

⑤ レジオネラ対策

○ レジオネラ対策について【仙台市】

(<http://www.city.sendai.jp/sekatsuese/kurashi/anzen/ese/sumai/rejionera/taisaku.html>)

○ レジオネラ対策のページ【厚生労働省】

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>)

(2) 参考資料

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日）

健発第0222002号／薬食発第0222001号／雇児発第0222001号／社援発第0222002号／老発第0222001号

（各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長・各保健所政令市市長・各特別区区長あて厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（平成17年1月10日老発第0110001号）等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めるに至ったので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願ひする。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。

また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。

3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。

8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設のみ抜粋】

- 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設 老人福祉センター
- 認知症グループホーム 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む）
- 介護老人保健施設

※ 以下【生活保護施設】、【ホームレス関係施設】、【その他施設】、【児童・婦人関係施設等】、【障害関係施設】については記載省略

様式 1

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 健 康 福祉 局
 介 護 事 業 支 援 課 施 設 指 導 係
 (FAX: 214-4443)

施設・事業所名 _____

報告者名 _____

T E L _____

感染症等の発生事例報告書（随時報告）

【連絡理由】

- 同一の感染症・食中毒、又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 同一の感染症・食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる等、特に施設長が報告を必要と認めた場合

1. 入居者数、利用者数等

長期・短期の区別がない場合は（※）への記入不要

利用者数 (登録者数)	長期（※）	名
	短期（※）	名
	合 計	名
職 員 数	名	
合 計	名	

2. 発生している感染症等

○で囲んでください。

インフルエンザ (A型 · B型)
感染性胃腸炎
疥癬 結核
その他 ()

3. 有症者数

年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 現在の状況

	受診有			受診無	死亡	備 考
	陽性	陰性	入院			
利用者						
職 員						
合 計						

この様式 1 は、初回のみ提出。様式 2 については、終息まで毎日、介護事業支援課あて FAX 報告してください。

様式2

感染症等の発生事例報告書～発生経過一覧表～

利用者分(　頁／全　頁) 職員分(　頁／全　頁)

記入例	年齢	性別	階・部屋等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	受診の有無	診断名	検査の有無	備考
	85歳	男・女	2階・すみれ	発熱	→												有〇〇病院	感染性胃腸炎	有陽性〇/〇	〇/〇～隔離 〇/〇保健所報告 (別紙報告書のとおり)
1	歳	男・女																		
2	歳	男・女																		
3	歳	男・女																		
4	歳	男・女																		
5	歳	男・女																		
6	歳	男・女																		
7	歳	男・女																		
8	歳	男・女																		
9	歳	男・女																		
10	歳	男・女																		
11	歳	男・女																		
12	歳	男・女																		
13	歳	男・女																		

※1 様式2は、介護事業支援課あて終息まで毎日定時に報告してください。同内容がわかるものであれば、ほかの様式でも構いません。

※2 「利用者分」と「職員分」はページを分けて作成してください。

※3 期間が長く、ページを追加する場合は、症状が終息した発症者についても、省略せずに記載をお願いします。

個人名を記入しないでください

2.4 新型コロナウイルス感染症の報告について

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生が疑われる場合の報告について

医療機関を受診しPCR検査の対象になる等、感染が疑われる場合は、下記の【1】及び【2】の両方にご報告をお願いします。

【1】介護事業支援課（施設指導係、居宅サービス指導係、ケアマネジメント指導係）

施設指導係 電話：214-8318（直通）

居宅サービス指導係 電話：214-8192（直通）

ケアマネジメント指導係 電話：214-8626（直通）

【2】各区の保健福祉センター管理課（保健所支所）

青葉区<電話>225-7211（代） 宮城野区<電話>291-2111（代）

若林区<電話>282-1111（代） 太白区<電話>247-1111（代）

泉 区<電話>372-3111（代）

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合の確認事項等

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合においては、【1】介護事業支援課より、事業所等の状況について確認を行わせていただきます。

また、事業所所在の【2】各区の保健福祉センター管理課（保健所支所）から、積極的疫学調査が行われることとなります。それぞれ、概ね以下の事項について確認等を行わせていただくことを想定しておりますので、日々の記録の整備等の参考にしてください。

※対応に緊急を要する場合、①及び②からの確認事項等に一部重複する部分が発生してしまう可能性もありますので、ご了承ください。

①介護事業支援課からの確認事項等

・事業所等の概要

（定員数、直近の利用者数・職員数、フロアごとの状況、併設の事業所の状況等）

・陽性患者（職員）の状況

（担当フロア、担当業務、直近の勤務状況、他の職員・利用者との接触状況、現在の体調・入院等の状況等）

・陽性患者（利用者等）の状況

（利用フロア、直近の利用状況、他の利用者・職員との接触状況、現在の体調・入院等の状況等）

・陽性患者以外（職員・利用者）の状況

（体調不良者の有無、状況等）

・感染防止対策の状況

（マスク着用、食事・レクリエーション等の際の対策、職員・利用者の日常の健康管理、消毒の実施等）

・個人防護具等の在庫状況

（フェイスシールド、ガウン、キャップ、使い捨ての手袋等）

- ・関係者/機関への連絡調整の状況
(利用者、利用者の家族、介護支援専門員、対象者が利用する他サービス事業所等)
 - ・事業所等の運営
(休止の有無、事業所等としての公表等)
-

②各区の保健福祉センター管理課(保健所支所)の積極的疫学調査における確認事項等

- ・担当者と連絡先の決定
(事業所等の代表電話では連絡が取れなくなることがあるため、管理者等の業務用携帯等、休日等でも確実に連絡が取れる方法の確認)
- ・事業所等の概要
(図面、患者(利用者)の居室の状況(多床室・单床室等)、患者(職員)の担当しているフロア等)
- ・利用者及び職員の症状の有無
- ・事業所等内の活動内容
(歌唱等のレクリエーション、食事・入浴の状況、面会者等の状況)
- ・事業所等の換気、職員、利用者のマスクの着用状況、職員の休憩室の利用状況
- ・陽性患者の発生から2日前からの当該陽性患者の行動状況の記録
- ・陽性患者の発生から2週間以内の当該陽性患者の行動状況の記録
(事業所等内の行動範囲、内部や外部のサービスの利用状況等、感染源の調査)

(3) 参考

その他通知等に関しては、下記仙台市ホームページ及び厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

[仙台市ホームページ]

<https://www.city.sendai.jp/shidodaichi/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/corona.html>

[厚生労働省ホームページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html